

平成23年12月19日
農 林 水 産 省

平成23年度 第1回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会 の概要について

農林水産省は、平成23年12月7日（水曜日）に、平成23年度 第1回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会（以下「OIE 連絡協議会」）を農林水産省三番町共用会議所において開催しました。今回は、本年9月に開催されたOIE コード委員会の議論を経て加盟国に提示されたOIE コードの改正・新設の案について意見交換を行いました。会合における意見交換の概要は以下のとおりです。

意見交換の概要

1. 一般事項説明

- アニマルウェルフェア（以下AW）が、WTO/SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）の適用対象外であるという説明に対し、動物衛生や肥育・飼養管理等にも関係する重要な問題であることから、OIEでもしっかり検討してほしいとの意見がありました。これに対し、OIEコードでは、第1巻の第4部で一般推奨事項としての疾病予防及び管理を取り上げると共に、第7部AWで扱っていることに触れた上、指摘のあった観点からもしっかり考えていきたい旨、回答しました。
- OIEコードより厳しい措置を講ずる場合、リスク評価によってその正当性を証明しなくてはならないことについて、各国との衛生条件はリスク評価の上で結ばれているのかとの質問がありました。これに対し、近年、家畜衛生部会（審議会）をリスク評価機関として位置づけ、重要な衛生条件等の検討に際してはリスク評価を行っていること、二国間で協議を行い合意の上で取り決めたものであり、基本的にはWTO上の問題となることはない旨、回答しました。
- OIEは、その公式名称を the Office International des Epizooties から、the World Organisation for Animal Health へ改めたが、農水省は、従来から用いている「国際獣疫事務局」というOIEの和名を改めることは考えていないのかとの質問がありました。これに対し、東京にあるOIEの事務所も同和名を使用しており、現在、農水省として変更する予定はない旨、回答しました。

2. 2011年9月のOIEコード委員会のレポートにおいて提示されたコード改正案に係る意見交換

(1) 狂犬病に関連した犬等の輸入条件の変更等

- 今回、狂犬病ウイルス(遺伝子型I)に限定されたことについて、OIEの考え方に関する質問がありました。これに対し、今回の改正ではウイルス命名法の変更も踏まえ、限られたリソースで効果を上げるため、最も重要な犬等の狂犬病に重点化している旨、回答しました。
- 公衆衛生上は、狂犬病ウイルス以外のリッサウイルスも影響があると考えるが、狂犬病ウイルス以外のリッサウイルスについて、OIEの考え方に関する質問がありました。これに対し、狂犬病ウイルス以外のリッサウイルスに関する考え方についてはOIEに訊く旨、回答しました。
- ロシアからの不法上陸犬に対する体制について質問がありました。これに対し、保健所及び動物検疫所で対応しており、上陸させないということが原則であるが、その原則に反して上陸させてしまうことがあることから、監視体制を強化すると共にキャンペーンを実施しており、その甲斐あって、不法上陸及び犬を乗せて来る船の数は減少傾向にある旨、回答しました。
- 清浄国からの野生哺乳類の輸入条件について、「汚染国の動物といかなる接触も排除する距離」を具体的にどう設定するかについて質問がありました。これについてもOIEに訊く旨、回答しました。

(2) 牛疫撲滅後の防疫体制等

- 牛疫に関する知識が風化してしまうことが懸念される、牛疫の再発時に備え、ワクチン・ウイルス・過去の発生情報・症状の写真だけでなく動画等も含めOIEでとりまとめ関係国に周知してほしい旨の意見がありました。我が国からOIEに訊いて、手に入れば、農林水産省のホームページ等を利用して周知したい旨回答しました。
- 牛疫再発に備えた教育研究体制の整備、万が一発生した場合のシミュレーションが必要である旨の意見がありました。これに対し、再発に備えて、防疫プログラムの整備やワクチンの備蓄等の対応をしているところであり、引き続き気を緩めずに対応したい旨回答しました。
- 牛疫の症状の写真については最新のものを情報提供してほしい、現場にいかにして理解してもらうかが重要という意見がありました。これに対し、中央畜産会から、牛疫や小反芻獣疫について動物衛生研究所の協力のもと冊子を作成している旨、情報提供がありました。
- ウイルスの所在管理とウイルス保有施設からの再発防止が重要であり、ウ

ウイルス保有施設には重要な責任があること、レベル4施設での管理が義務付けられていることからウイルスの管理には経費がかかること、再発のリスクに備えた備蓄が必要であることなどから、ウイルス保有施設の体制、リファレンスラボラトリーの充実性強化を希望するという意見がありました。また、ウイルス所有施設はどのくらいあるのか、また全ての施設について法規制されているかという質問がありました。

これに対し、今回、ウイルス保有施設についてのOIEコード改正が緒についたところであり、今後さらに厳しくなると考えるが、ウイルス保有施設の情報はまだ提示されておらず、今後、引き続き議論がされる旨回答しました。また、日本はアジアで再発した場合に、制圧に向けて支援することが期待されるものと思われることから、動物衛生研究所に協力を依頼しました。

- 再発に備え、日本の畜産関係者にむけた計画的な類症鑑別等の情報提供や広報、教育を希望する旨意見がありました。これに対し、牛疫撲滅後も家畜伝染病予防法からの除外は行わず、防疫指針も強化したところであり、今後も情報提供に努める旨回答しました。
- 牛疫の清浄化に際し不明リスクの国があったのかとの質問がありました。これに対し、現在、清浄国以外の国はない旨、回答しました。

(3) アニマルウェルフェアに配慮した家畜生産システムに関するガイド原則及び肉用牛生産システムに関する章

- 給餌方法や成長ホルモンの投与など、反自然的な飼い方により疾病にかかりやすくなることがある、また、世界的な基準を確立していくなかで数値化した指標など、詳細な基準も必要になってくるのではないかと、遺伝子操作等による無理な改良や災害対応についても取り上げられるのではないかと、殺処分についての基準を作るべきではないかと、との意見がありました。
- 消費者にとって気になる事項であり、透明性があり、わかりやすく、はっきりした基準を設けるべきとの意見がありました。
- ヨーロッパではアニマルウェルフェアが進んでおり、国内でもしっかりした基準を設けてアニマルウェルフェアに配慮すべき、それを輸出の際の武器とすべきとの意見がありました。
- 今回、提示されたコード案は、業界が受け入れ難いものではないが、数値基準等の事細かな記載がされると、コスト増加が懸念されること、またOIEコードが輸出の障害になるようなことがないようにしてほしいとの意見がありました。

- 国内の飼養管理指針については、畜産技術協会が国内の飼養実態にあった指針が策定されており、十分対応できる内容であるとの情報提供がありました。また、基準を作る上で牛を取り扱う者の意見を反映させるべきであること、現時点で数値目標の設定は現実的ではないが、今後の課題であるとの意見がありました。
- 蹄の管理は重要であり、日本から提案しても良いのではないかと意見がありました。

これらの意見に対し、数値化については、国によって飼い方が異なるなかで、しっかり議論して国際基準として合意できるものとする必要があるため、慎重にならざるを得ない旨を回答しました。また、緊急時の殺処分方法については、別のコードが存在する旨、回答しました。

(4) その他

- 蜂の減少には疾病以外にネオニコチノイド農薬や環境等の要素もあると思うが、そうした方面からの検討がされていないかと質問がありました。これに対し、OIEコードでは取り扱っていない旨、回答しました。
- 資料の蜂疾病に腐蛆病が入っていないことについて質問がありました。これに対し、腐蛆病もOIEコードが存在するが、今回は改正が行われなかったため含まれていない旨回答しました。
- トリヒナに関する資料の中で「コーデックス基準による処理」とあるが、現在この基準については、現在コーデックス検討中である旨補足しました。

3. その他

- OIEが馬のアニマルウェルフェアについて議論しているかと質問がありました。これに対し、今後の検討対象は、乳牛・採卵鶏・豚・使役動物であり、馬は現在検討されていないが、今後の動きには引き続き注視していく旨、回答しました。
- アニマルウェルフェアについて、生産者や消費者への普及活動を推進すべきとの意見がありました。これに対し、アニマルウェルフェアについて生産者への普及活動をしている旨、また平成22年に馬を含めた飼養衛生管理基準を作成している旨、回答しました。

(以上)